

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年7月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第44号**

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鳥取県条例第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前																	
別表第1（第5条関係）		別表第1（第5条関係）																	
1 略		1 略																	
2 分べん料		2 分べん料																	
	<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>単胎の場合 午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん</td><td><u>132,500円</u></td></tr><tr><td>午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん</td><td><u>155,400円</u></td></tr><tr><td>午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん</td><td><u>178,300円</u></td></tr></tbody></table>	区分	金額	単胎の場合 午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	<u>132,500円</u>	午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	<u>155,400円</u>	午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	<u>178,300円</u>		<table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>金額</th></tr></thead><tbody><tr><td>単胎の場合 午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん</td><td><u>104,900円</u></td></tr><tr><td>午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん</td><td><u>120,800円</u></td></tr><tr><td>午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん</td><td><u>136,700円</u></td></tr></tbody></table>	区分	金額	単胎の場合 午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	<u>104,900円</u>	午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	<u>120,800円</u>	午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	<u>136,700円</u>
区分	金額																		
単胎の場合 午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	<u>132,500円</u>																		
午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	<u>155,400円</u>																		
午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	<u>178,300円</u>																		
区分	金額																		
単胎の場合 午前8時30分から同日の午後5時までの間の分べん	<u>104,900円</u>																		
午前5時から同日の午前8時30分までの間及び午後5時から同日の午後10時までの間の分べん	<u>120,800円</u>																		
午後10時から翌日の午前5時までの間の分べん	<u>136,700円</u>																		
略		略																	
3～9 略		3～9 略																	
備考 略		備考 略																	

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。